

川内原子力発電所1，2号機の審査書の了承にあたって

2014年9月11日

一般社団法人 日本原子力産業協会
理事長 服部 拓也

原子力規制委員会は9月10日、九州電力川内原子力発電所1、2号機の設置変更許可申請に対する審査結果をまとめた「審査書」を了承した。

当協会は、去る7月、規制委員会が同発電所の新規制基準に対する最初の審査書案をまとめた際に、再稼働に向けたプロセスの明確化を要望するメッセージを発信したが、今般の審査書の了承にあたり、あらためて以下を要望するものである。

国は、9月3日に発足した第2次安倍内閣のもとで、4月に策定された「エネルギー基本計画」に則って、安全性が確認された原子力発電所については、再稼働させる方針をあらためて打ち出しているが、引き続きぶれることなく取り組んで頂きたい。具体的には、国は再稼働への具体的な道筋を明らかにするとともに、立地地域はもとより、国民に原子力発電の必要性や安全性についてわかりやすく説明し、国策として今後も原子力発電を一定規模維持していくことを明確に示すことを期待したい。

また、再稼働に際して、立地地域からは、万が一の事故時におけるより実効的な避難計画の策定に向けて、国の積極的な関与が期待されている。このたび、経済産業省が鹿児島県に職員を派遣し、原発事故を想定した避難計画作成の支援や調整に携わっていることは、立地地域からの信頼獲得につながるものと評価したい。このような国による住民目線に立った具体的支援が、他の立地地域でも進められることを期待するものである。

次に、この度の審査の過程や判断の根拠などについて、規制委員会には国民への説明責任がある。特に、今回は審査書案をパブリックコメントに付すという異例の手続きを踏んだこともあり、適合性審査に対する国民の関心は高い。10月に鹿児島県内で予定されている住民説明会において規制委員会は、立地自治体との連携のもと、審査結果について立地地域住民にわかりやすく説明を行うことに留意してほしい。

事業者においては、今回の適合性審査の了承は、再稼働に向けての必要条件であって十分条件でないことを再認識する必要がある。言うまでもなく、安全確保の第一義的責任は事業者にあるのであって、規制委員会の審査に合格したことに甘んじることなく、自主的な安全性向上への取り組みにたゆまぬ努力を傾注して頂きたい。特に、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、ハード面での対策に加え、リスクに正面から向き合うといった意識面での改革、緊急事態発生時の指揮命令系統の明確化や情報伝達の的確化など、ソフト面での対策強化に取り組んでいただきたい。また、その対策の内容については、地域住民をはじめとした国民へわかりやすく説明することも事業者の責任である。

この度の適合性審査は、安全確保に対する基本方針や基本設計についての審査である。引き続き、「工事計画」、「使用前検査」、そして最後に「保安規定」といった詳細設計、工事ならびに運転・保守に係る許認可の手続きが残されている。これらの手続きを円滑に進めることと並行して、事業者は再稼働に備え、これまで休止していた状況を十二分に配慮した上での機器類の点検と運転員をはじめとする発電所員の教育訓練など、念には念を入れて、準備していただきたい。

終わりに、川内原子力発電所の審査は新しく規定された規制基準に基づく最初の審査であって、事業者にとっても規制当局にとっても大変な苦労があったものと推察する。川内原子力発電所に引き続き、現在原子力発電所 12 サイト 18 基が審査中であるが、先行例に学び、今後の審査が円滑かつ効率的に進むことを期待したい。

併せて、事業者は未だ申請していない 28 基の取り扱い、とりわけ来年 4 月から 7 月の間に運転期間の延長申請の期限が来る 7 基について、早急に方針を決める必要がある。これらの明確な方針を国民に対して説明することが、直接的ではないにせよ、事業者に対する信頼の回復にも資するものと考えている。

以上